

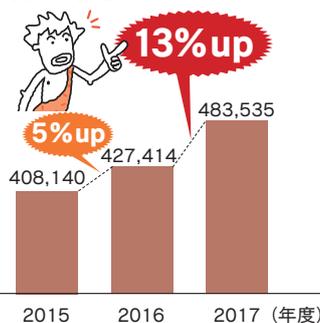
# 2017年度に予定されている 制度改正を見ると…

## ～高齢者も、所得等に応じた負担が求められることに～

「My Health」でもお知らせしてきましたが、2017年度から実施が決まっているのが、後期高齢者支援金の算定方法への全面総報酬割の導入です。これにより、多くの健保組合の支援金が増加することになり、特にIBM健保組合のように被保険者の標準報酬等（給与・賞与等）の高い組合ほどより多く負担しなければなりません（グラフ）。一方、このほかに医療保険関連の制度改正が予定されており、その内容に関しては昨年、国の審議会等での審議を経てまとめられました。いずれも高齢者等の負担増につながる内容となっていますが、なかでも、高額療養費制度の見直しは大きな影響を与えそうです。

※ここでは2017年2月15日現在の政府案に基づいた内容を掲載しており、今後変更となる場合もあります。

(グラフ)  
IBM健保組合の後期高齢者支援金  
(概算)の推移 (見込み) (単位:万円)



## 70歳以上の高額療養費制度の見直し

70歳未満の現役世代については2015年1月に見直しが行われましたが、今回は70歳以上についても現役世代と同様の見直しを図り、負担能力に応じた医療費負担を求めるところにしています。

今回の見直し案で現行と大きく変わる点は、「現役並み」の区分の方は、年収額に応じて3つに区分され、最も低い年収の方を除きそれぞれ限度額が引き上げられること、外来上限特例と呼ばれる外来（個人）の限度額を低く設定する措置が廃止されること、そして、「一般」の区分の方については、外来上限特例は残るものの、限度額が引き上げられる（年間上限額を設定）ことなどです。実施は今年8月からを予定していますが、2段階での実施が検討されており、現役並み区分の細分化および外来上限特例の廃止などはその1年後の2018年8月からとする予定です。

なお、これに伴い介護保険の自己負担との合算による高額介護合算療養費の限度額も2018年8月から見直しが行われる予定です。

★このほか、療養病床入院時（65歳以上の居住費（光熱水費相当額）の引上げや後期高齢者の保険料軽減特例の見直し等が予定されています。

### 高額療養費とは

病气やけがで医療機関を受診して医療費が高額になった場合、自己負担に上限（下図のように所得によって異なります）を設けて超えた分を払い戻す制度が高額療養費制度です。さらに、IBM健保組合ではこれにプラスして独自の付加金を支給し、みなさまの負担を低く抑えています。なお、高額療養費は原則として償還払いですが、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すれば（70歳未満の場合。70歳以上は必要ありません）、窓口での支払いも自己負担限度額まで済みます。付加金については後日（約3ヵ月後）、払い戻しを受けることになります。

詳しくはHP

HOME >  
健保組合の給付 >  
医療費が高額になったとき



## ●自己負担限度額の段階的見直し（予定）

現行（70歳以上）			2017年8月～2018年7月			2018年8月～		
区分	外来（個人）	限度額（世帯）	区分	外来（個人）	限度額（世帯）	区分	外来（個人）	限度額（世帯）
現役並み (年収370万円以上)	44,400円	80,100円+(*1) (44,400円)	現役並み	57,600円	80,100円+(*1) (44,400円)	年収約1160万～	252,600円+(*3) (140,100円)	
一般 (年収156万～370万円)	12,000円	44,400円	一般	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (44,400円)	年収770万～1160万	167,400円+(*2) (93,000円)	
住民税非課税	8,000円	24,600円	住民税非課税	8,000円	24,600円	年収370万～770万	80,100円+(*1) (44,400円)	
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	一般	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (44,400円)
						住民税非課税	24,600円	
						住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円

\*1: (医療費 - 267,000円) × 1%   \*2: (医療費 - 558,000円) × 1%   \*3: (医療費 - 842,000円) × 1%  
( ) は同一世帯で1年間に3回以上高額療養費に該当したときの4回目以降の限度額。